

京都市雨水浸透ます設置助成金制度交付申請書

令和3年 4月 1日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

登記事項証明書・住民票等の住所を記入してください。

申請者 住所 京都市南区東九条東山王町12
氏名 水道太郎
電話 075-672-7822

雨水浸透ます設置に要する費用について助成金の交付を受けたいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、助成金の交付を受けるに当たっては、裏面のとおり誓約します。

記

1 事前技術協議について

事前技術協議済日 令和2年 12月 24日 事前技術協議整理番号 A-19001

2 雨水浸透ますの設置工事内容

- (1) 設置工事内容 別紙「雨水浸透ます設置工事内容詳細」のとおり
- (2) 工事の区分 新たに設置 雨水ますからの取り替え
- (3) 建物の形態 自宅 工場・事務所・店舗 借家・アパート その他（ ）
- (4) 設置場所 申請者の住所と同じ
それ以外（ ）区

*申請者と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者

上記の設置場所に雨水浸透ますを設置することを
土地所有者 住所
氏名

土地所有者の住所・氏名は、登記事項証明書に記載されている登録者の住所・氏名を記入してください。また、登記に複数人の記載がある場合は、所有者全員の同意が必要です。

3 添付書類

- (1) 技術協議済書の写し
- (2) 申請者名と設置場所が確認できるもの（申請日前3箇月以内に取得したものに限る。）
- (3) 申請者以外の者が雨水浸透ますを設置する土地を所有している場合は、その者が当該土地を所有していることを確認できるもの（申請日前3箇月以内に取得したものに限る。）
- (4) 雨水浸透ますを設置する工事の過程が確認できる写真
- (5) 雨水浸透ますを設置する工事に要した費用が確認できるもの
- (6) 付帯工事に要した費用が確認できるもの
- (7) 排水設備工事確認申請書の写し（開発行為において雨水浸透ますを設置する工事は除く。）
- (8) その他管理者が必要と認める書類

登記事項証明書・住民票

土地の登記簿

(裏 面)

誓約事項

- 1 雨水浸透ますの設置目的に沿った機能を維持するために必要となる点検，補修，清掃等の維持管理を行い，それに要する費用を負担します。
- 2 雨水浸透ますの設置又は管理に起因して，自己又は第三者に損害が生じたときは，自らの責任において復旧，解決します。